

# 群馬県農業経営負担軽減支援資金事務取扱要領

農業経営負担軽減支援資金（以下「本資金」という。）の取扱いについては、農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）、農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知。以下「ガイドライン」という。）、群馬県農業負債整理関係資金に関する取扱要領（平成13年9月1日付け農経第232-2号群馬県農政部長通知。以下「負債整理資金要領」という。）及び群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）に定めるほか、この要領の定めるところによる。

## 第1 資金の内容等

### 1 貸付対象者

本資金の対象とする貸付対象者は、負債の償還が困難となっている農業者であって、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 個人にあつては、次の要件の全てを満たす者であること。

ア 農業経営の改善に取り組む意欲と能力を有している者であつて、基本要綱第3の1の経営改善計画書を作成し、その確実な実行と本資金の確実な償還が見込まれること。

イ 農業所得が総所得の過半を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上であること。

ウ 貸付けを受ける者（その者が60歳以上である場合は、その後継者）が現に主として農業に従事（農業者大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。

エ 現に約定償還金（元利）の一部の返済が可能であること。

オ 関係金融機関による既往債務の貸付条件の緩和措置等では十分な経営の改善が図られないこと。

(2) 法人にあつては、次の全ての要件を満たすものであること。

ア (1)のア、エ及びオの要件を満たすこと。

イ 当該法人の総売上高のうち農業に係る売上高が過半を占めること、又は農業粗収益が1,000万円以上であること。

(3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者（同法第14条の5第1項に規定する認定新規就農者をいう。）、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。）及び地域における継続的な農地利用を図る者であつて、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。）

## 2 資金使途

本資金の使途は、営農負債（次に掲げる資金を借り受けたために生じた負債である場合にあっては、その貸付利率が年5.0%以下のものを除く。）の借換えとする。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫資金又は沖縄振興開発金融公庫が融通する資金
- (2) 農業近代化資金（農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項の農業近代化資金であって、農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け17経営第8870号農林水産省経営局長通知）第2に規定する内容に合致する農業近代化資金及び農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する農業近代化資金並びに国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律（平成17年法律第16号）第1条の規定による改正前の農業近代化資金助成法第2条第3項に規定する農業近代化資金をいう。以下同じ。）
- (3) 経営資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）第2条第4項の経営資金をいう。）
- (4) 農業改良資金（農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第2条に規定する農業改良資金（同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）及び農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における農業改良資金（同法第1条の規定による改正前の農業改良資金助成法第2条に規定する農業改良資金をいい、同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）をいう。）
- (5) 青年等就農資金（農業経営基盤強化促進法第14条の6第1項第1号に規定する青年等就農資金（同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第9条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する旧就農支援資金をいう。）
- (6) その他、国若しくは独立行政法人農畜産業振興機構が利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国の補助金の交付を受けた者がこれを財源として利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国が融通する資金

## 3 融資機関

本資金の融資機関は、次に掲げる金融機関とする。

- (1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合
- (2) 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合連合会
- (3) 農林中央金庫
- (4) 銀行
- (5) 信用金庫
- (6) 信用協同組合

## 4 貸付条件

本資金の貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付限度額  
貸付限度額は、2の営農負債の残高とする。
- (2) 償還期限及び据置期間

① 償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）は 10 年以内とし、据置期間は 3 年以内とする。  
ただし、既往債務の年間償還額等からみて、特に必要があると認められる場合は、償還期限を 15 年以内とすることができる。

② 次のいずれかに該当する者に対する貸付けについては、償還期限を 18 年以内、据置期間を 6 年以内とすることができる。ただし、令和 7 年 3 月 31 日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。

ア その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

イ その生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

### (3) 償還方法

償還方法は、元金均等とする。

### (4) 貸付利率及び利子補給率

貸付利率及び利子補給率は、農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率とする。

### (5) 無利子化措置

本要領第 1 の 4 の(4)に規定する貸付利率を 0 %に引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を 2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者等に対して行う助成については、東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。

## 第 2 利子補給契約

融資機関は、本資金事業を開始しようとするときは、あらかじめ、様式 1 により予算の範囲内において利子補給を行う旨の契約を知事と締結する。

## 第 3 借入手続

- 1 本資金を借り入れようとする農業者等は、基本要綱第 3 の 1 により経営改善計画書を作成し、借入申込書とともに融資機関に提出しなければならない。
- 2 融資機関は、基本要綱第 3 の 2 並びに 3 及び第 4 により融資審査等を行い、別に定める「群馬県農業負債整理関係資金制度検討会議（以下「検討会議」という。）設置要領」により、検討会議に意見を求めるものとする。

## 第 4 利子補給承認手続

- 1 融資機関は、融資を行おうとするときは、農業経営負担軽減支援資金利子補給承認申請書（様式 2）及び経営改善計画に関する要件書（様式 3）を作成し、検討会議の意見が付された経営改善計画総括表、経営改善計画書(写し)及び借入申込書(写し)とともに、農業事務所へ 1 部提出する。
- 2 農業事務所は、前項により提出された申請書等の内容を確認し、適当と認められるときは、農業経営負担軽減支援資金利子補給承認通知書（様式 4）を作成し、融資機関へ通知するとともに、その写しを農業信用基金協会（債務保証の申込みをした場合）へ送付する。
- 3 農業事務所は、前項承認通知をしたときは、1 カ月ごとに農業経営負担軽減支援資金利子補給承認報告書（様式 5）によりとりまとめ、前項通知書の写しを添付のうえ、翌月 5 日までに主務課長に提出する。

- 4 融資機関は、弁済期限等の変更を行おうとするときは、農業経営負担軽減支援資金利子補給変更承認申請書（様式2）を作成し、その理由書とともに、農業事務所へ1部提出する。  
これ以降の取扱いについては、前2項に準じて行う。

## 第5 貸付実行

- 1 融資機関は、第4の規定により利子補給承認の通知を受けたときは、速やかに貸付けを実行しなければならない。
- 2 融資機関は、前項の規定により貸付けを行ったときは、速やかに農業経営負担軽減支援資金貸付実行報告書（様式6）を農業事務所及び農業信用基金協会（債務保証の申込みをした場合）に提出する。
- 3 農業事務所は、前項により提出された報告書の内容を確認し、速やかに主務課まで写しを提出する。
- 4 融資機関は、本資金の適正な運用を図るため、原則として借受者の預貯金口座を通じて、その支払いを確認するよう努めるものとする。

## 第6 償還方法等

- 1 償還方法は各年1回の元金均等償還、償還額は千円単位とし、貸付額が償還回数で割り切れないときは、その端数を初回償還額に加えて2回以降は均等額とする。
- 2 償還日は農業者等の利便性を考慮し、5月31日、8月31日又は11月30日のうちいずれか一の償還日を選定する。
- 3 融資機関は、本資金の借入者から当該資金の全部又は一部の繰上償還があった場合は、約定償還の最終年次分から順次充当するとともに、遅滞なく農業経営負担軽減支援資金繰上償還報告書（様式7）を農業事務所及び農業信用基金協会（債務保証の申込みをした場合）に提出する。  
これ以降の取扱いについては、第5に準じて行う。

### 第6-1 貸付条件の緩和措置

#### 1 支払猶予等の該当要件

支払猶予は、次の(1)に規定する災害等の内容に起因して、(2)の認定基準により償還が著しく困難であると認定された場合に限って行う。

#### (1) 災害等の内容

ア 暴風雨、豪雨、地震、降雪、低温、降霜、降ひょう、冷害、干害等の災害（以下「天災」という。）

イ 火災、盗難等（事業の失敗などは該当しない。）

ウ 借受者（共同の場合は、その受益構成員）又は、その者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷

#### (2) 償還が著しく困難であることの認定基準

ア 天災の場合は、次の要件を満たすものであること。

(ア) 当該天災による農作物、畜産物又は繭の減収量が平年の3割以上であること。

(イ) 当該減収による損失額が平年の農業総収入額の1割以上であること。

イ 天災以外の場合は、償還が著しく困難であるとの判断に至ったもののみ、具体的事例について個々に認定する。

## 2 支払猶予等の取扱い

### (1) 支払猶予等の方法及び期間

支払猶予等は、次に掲げる方法により行うものとし、期間は1年以内とする。

ただし、第1の4の(2)に定める償還期限及び据置期間を超えることはできない。

ア 償還期限の延長(約定の償還期限を延長すること。)

イ 据置期間の延長(約定の据置期間に引き続いて据置期間を延長すること。)

ウ 中間据置の設定(償還に入った後、元本の償還を据え置くこと。)

エ 償還金額の一部繰下げ(約定(償還日及び据置期間)が要領期限一杯に設定されている場合にあっては、償還金額の一部を次年度以降に繰り延べて設定すること。)

### (2) 支払猶予限度額

償還が困難と認められた最小限の額とし、支払猶予等すべき事由が発生した時点以後に償還期日の到来する償還金の全部又は一部の額とする。

### (3) 償還計画の変更

(1)のただし書又はエにより、償還期限の延長ができない場合の貸付残額に対する償還金は猶予以後の償還計画を変更するものとし、約定償還額を均等にする。

### (4) 延滞中の償還金の取扱い

支払猶予等すべき事由の発生した時点以前に償還期日の到来した償還金で延滞中のものについては、適用しないものとする。

## 3 承認申請手続

(1) 貸付条件の緩和を受けようとする者は、農業経営負担軽減支援資金貸付条件(支払猶予)変更理由書(様式9。以下「変更理由書」という。)を1部融資機関へ提出するものとする。

(2) 融資機関は、前項の変更理由書を受理したときは、その内容を審査し、貸付条件の緩和を必要と認めるものについて、農業経営負担軽減支援資金貸付条件変更承認申請書(様式10。以下「変更承認申請書」という。)1部に変更理由書の写し1部を添えて、農業事務所へ提出するものとする。

(3) 農業事務所は、前項の変更承認申請書を受理したときは、検討会議により設置された現地指導班に意見聴取をした後、申請内容を審査のうえ貸付条件の緩和の承認又は不承認を決定し、その旨を融資機関に通知する

また、承認又は不承認の通知の写しを基金協会へ送付する。

## 4 承認後の事務処理

(1) 融資機関は、前項の通知を受けたときは、当該申請者に対してその旨を連絡するものとする。

なお、当該申請者に対しては、金銭消費貸借変更契約証書を徴する等所定の手続きを行うものとする。

(2) 農業事務所は、利子補給変更承認の結果を主務課に報告するものとする。

## 第7 利子補給

### 1 利子補給金の額

毎年1月1日から6月30日まで(以下「上期」という。)及び7月1日から12月31日まで(以下「下期」という。)の各期間における本資金につき、前項に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和を365で除して得た金額とする。)に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

### 2 利子補給金の支払い

- (1) 融資機関は、上期分については7月末日までに、下期分については翌年1月末日までに農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付請求書（様式8）を農業事務所に提出する。
- (2) 農業事務所は、前項により提出された請求書の内容を確認し、適当と認められるときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中に交付する。

ただし、調査のために特に日時を要するときはこの限りではない。

### 3 利子補給金の打ち切り等

- (1) 農業事務所は、次の場合は、これ以降融資機関に対し、当該借入者への貸付けに係る利子補給金を打ち切るものとする。
  - ア 借受者の経営改善計画の達成が困難と認められた場合
  - イ 借受者の経営改善計画に不実記載が認められた場合
  - ウ 借受者が借入辞退した場合
  - エ 借受者がその借入金を目的以外の目的に使用した場合
  - オ 借受者が農業経営を中止した場合
- (2) 農業事務所は、融資機関の責に帰すべき事由により融資機関が本要領又は本要領に基づく契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

## 第8 報告の徴収等

融資機関は、知事が当該融資機関の行った第7の利子補給に係る本資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

## 第9 その他

- 1 本資金については、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号）別添1第2の1に規定する大家畜・養豚特別支援資金と併せて貸し付けないものとする。
- 2 この要領に定めのないものは、必要の都度知事が定める。

### 附 則

この要領は、平成23年5月2日以降利子補給承認に係る貸付金から適用するが、第1の4の(5)については、平成23年3月11日から適用する。平成23年5月1日以前利子補給承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

### 附 則

この要領は、令和3年4月1日以降利子補給承認に係る貸付金から適用し、令和3年3月31日以前利子補給承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

### 附 則

この要領は、令和5年4月1日以降利子補給承認に係る貸付金から適用し、令和5年3月31日以前利子補給承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。